

2022年5月12日

各加盟団体代表者各位

新型コロナウイルス感染症感染者および濃厚接触者の本会主催大会（事業）
における対応について

標記の件、下記の通り、その対応について取り決めます。つきましては、各加盟団体におかれましてもこれを参考の上、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止にご留意いただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

I 本会主催大会（事業）前の対応

新型コロナウイルス感染症感染者および濃厚接触者等の本会主催大会（事業）への参加は、下記の基準を設けて参加を認めるものとする。

1. 新型コロナウイルス感染症感染者の場合

保健所の指示による療養解除が出た時点で活動可能とする。

2. 濃厚接触者の場合

1) 無症状の場合

新型コロナウイルス感染症感染者と接触があった日を0日として4日目と5日目にPCRまたは抗原定量による検査※を行い2日間ともに「陰性」の場合、5日目から活動可能とする。

2) 症状が出た場合（症状が出た後に実施したPCRまたは抗原定量による検査が陰性）

症状が出た日を0日として4日目と5日目にPCRまたは抗原定量による検査を行い2日間ともに「陰性」の場合、5日目から活動可能とする。

3) 症状が出た場合（症状が出た後に実施したPCRまたは抗原定量による検査が陽性）

保健所の指示による療養解除が出た時点で活動可能とする。

※検査キットの購入費用は受検者負担。原則として研究用ではなく医療用（体外診断用医薬品（薬事承認あり））利用。

II 本会主催大会（事業）開催中の対応

1. 新型コロナウイルス感染症感染者となった場合

本会主催大会（事業）の参加を直ちに中止し、管轄保健所の指示に従う。

2. 濃厚接触者となった場合

1) 無症状の場合

本会主催大会（事業）の参加を一旦中止し、濃厚接触者に指名された時点でPCRまたは抗原定量による検査を行い、その翌日も検査を行い2日間「陰性」の場合、活動可能とする。「陽性」だった場合、中止を継続し、管轄保健所の指示に従う。

2) 症状が出ている場合

本会主催大会（事業）の参加を直ちに中止し、管轄保健所の指示に従う。

以上